

# thebigword Interpreting Services Limited および Link Up Mitaka Limited 標準契約条件

## 1. 解釈

- 1.1 本条件においては、文脈上他の意味に解釈されない限り、下記の用語は、下記の意味を有するものとします。

「**機密情報**」とは、当社のサービスに関連して、お客様から当社に対して、または当社からお客様に対して開示される秘密の情報（情報の形式は問いません）を意味します。

「**契約**」とは、当社とお客様との間でのサービスの提供にかかる契約を意味し、これには本条件が包含されます。

「**知的所有権**」とは、登録が可能かどうかに関係なく、特許権、著作権、データベース権、登録意匠、意匠権、実用新案権、商標、ブランド名、サービスマーク、商号、事業名、回路配置利用権、ノウハウまたは機密情報、およびその他産業財産または知的財産に関連するあらゆる権利を意味し、このような権利を申請するためのすべての権利も含まれるものとします。

「**thebigword GMS<sup>®</sup>ソフトウェア・ライセンス**」とは、「thebigword GMS<sup>®</sup>プラットフォームを使用する際に必要となるライセンスを意味します。

「**thebigword GMS<sup>®</sup>**」とは、「thebigword GMS<sup>®</sup>ソフトウェア・ライセンスの条件に基づいて、随時お客様に提供されるいずれかのバージョンの電子式ジョブ送信システムを意味します。

「**発注**」とは、お客様から随時出されるサービスの注文を意味します。

「**原文**」とは、サービス実施のためにお客様から提供される文書、ファイル、素材および作品を意味します。

「**サービス**」とは、当社がお客様のために行うすべての言語サービスを意味します。

「**本条件**」とは、以下に記載する標準契約条件を意味します。

「**翻訳物**」とは、お客様の指示に従って原文を翻訳して製作した、当社がお客様に提供する文書、ファイル、素材および作品を意味します。

「**当社**」とは、翻訳サービスに関連して thebigword の商号の下で業務を行っている Link Up Mitaka Limited (法人番号 1789968)、および通訳サービスに関連する業務を行っている Interpreting Services Limited (法人番号 06232449) を意味します。なお、これらの会社は、Link Up House, Ring Road, Lower Wortley, Leeds, LS12 6AB, UK に登記事務所を置いています。

「**お客様**」とは、当社がサービス/業務製品を提供する会社、組織、団体または個人を意味します。

- 1.2 各条項の見出しは、参照の便宜のみを目的としており、本契約条件の解釈（目的論的解釈および文理解釈）に影響を与えないものとします。

- 1.3 「文書」「記録媒体」「ブック」および「データ」には、コンピュータ・プログラム、ディスク、記録媒体、その他機械で読み取り可能な形態、または読み取り可能な形態ではなくても読み取り可能な形態にすることができる形で保管された記録媒体に入った情報も含むものとします。

- 1.4 「含む」という用語は、「制限なく含む」と解釈されるものとします。

- 1.5 技術的な用語は、イングランドのコンピュータ業界において一般的に使用される業界用法に従って解釈されるものとします。

## 2. 一般条項

- 2.1 契約は、その他のすべてを除外して（発注、仕様書もしくはその他の文書に関してお客様が適用を意図する契約も含みます）、本条件に従うものとします。お客様の発注、仕様書もしくはその他の文書で裏書、提供または包含されている条件がいかなるものであっても、単に本契約中で言及されていることを理由として本契約の一部を成すことはありません。これらの本条件は当社のすべてのサービスの購入ならびに提供に適用され、これに対する変更は、弊社による文書にての合意が表明されていない限りは効力を持ちません。お客様には、当社によって提供された声明、誓約もしくは表現は、本契約中で規定されていない限り、それに依存していません。お客様には、当社によって提供された声明、誓約もしくは表現は、本契約中で規定されていない限り、それに依存していません。こうした条件が存在していても、不正不当表示に関する当社の法的責任を除外もしくは限定することはできません。

- 2.2 お客様からの個々の発注またはサービスの見積りの受諾は（口述であれ文書によるものであれ）以下とみなされます：(i)その他のすべての条件を除外しこれらの本条件に従う、お客様によるサービス購入の申し出であること；および(ii)反証となる明白な証拠がない限り、お客様の認可代理人によって受諾されたものであること。お客様による発注は、当社による発注確認が発行されるまでは、当社によって受諾されたとはみなされません。見積りはすべて、当社がお客様に対して発注確認を送付するまでは契約が成立しないことを前提としてお渡しするものです。

- 2.3 発注の見積り条件が見積り日から 30 日間有効であるとして、当社は見積書をお渡します。

- 2.4 見積りは、お客様による原稿の説明、翻訳目的、その他の指示事項に基づいて作成されます。原稿の説明が著しく不十分または不正確であると当社が判断した場合、当社は、いつでも見積書を変更することができるものとします。

- 2.5 当社の冊子、カタログ、またはその他の出版物に記載している情報は一般的な説明であり、本契約の一部を成すものではありません。

- 2.6 本契約条件は、当事者間で書面により別途合意した場合を除き、お客様に提供されるすべてのサービスに適用されます。

- 2.7 本契約条件と作業指示書もしくは発注書の規約に差異がある場合は本契約条件が優先しますが、作業指示書もしくは発注書の中で本契約条件の規定を除外する旨が明記されており、契約両者が作業指示書もしくは発注書に署名した場合はその限りではありません。そのような場合には、そうした代替の規定はその作業指示書もしくは発注書に関してのみ適用されるものとします。

## 3. 料金と支払い

- 3.1 特に記載のない限り、料金は英ポンドを通貨単位とし、付加価値税（VAT）およびその他の税金や関税を含まない価格とします。当社は、当社に徴収責任がある税金および費用については、すべてお客様に請求書を発行いたします。お客様が税金の支払いを遅延したことにより、当社がかかる税金を支払うことになる場合には、お客様は、当社が支払う当該税金に関し、遅延損害金または遅延利息を支払わなければならないものとします。

- 3.2 料金には、見積りまたは発注確認時に指定されたアドレスへの送信が含まれます。
- 3.3 英ポンド以外を通貨単位とする見積り価格は、見積り時点での為替レートに基づいています。特に記載のない限り、見積り時と請求書発行時の為替レートが異なる場合には、料金に変更されることがあります。
- 3.4 支払いは、請求書の日付から 30 日以内に行うものとし、支払いはすべて、控除や相殺をせずに行うものとし、いかなる請求期間についても、請求書またはサービスに関するお問い合わせはすべて、お客様が請求書を受け取ってから 10 営業日以内に行うものとし、前述の 10 日間に問い合わせがない場合、当該請求書は承諾されたものとし、
- 3.5 本契約で定められた前述の条件やその他の条件に従って発行された請求に対して、支払いが行われない場合、当社には、当社のその他の既得権を侵さず、当該発注業務やお客様からの別の発注について、業務続行を一時停止する権利を有するものとし、
- 3.6 当社には、支払期限の過ぎた金額に対して、利子を請求する権利があります。このような利子は、未払金に対して、HSBC Bank plc が発表した基準金利を 4 %上回る利率で日割計算されます。
- 3.7 段階ごと、または 60 日を超える期間にわたってサービスが提供される場合、当社は、作業が完了した段階ごとに、または月ごとに、お客様に料金を請求できるものとし、
- 3.8 当社は、お客様が見積りを承諾した後でも、お客様のクレジットスコアが不十分であると（もっぱら当社の判断により）当社が考える場合には、お客様からの発注業務で作業を開始しない権利を有するものとし、
- 3.9 thebigword が翻訳または通訳業務に手違いにより標準よりも安い料金を提示した場合は、翻訳の発送前または通訳業務の開始前にお客様に通知することを条件に、提示した料金で翻訳の提供または通訳業務を行う責任を負わないものとし、このような状況では、正しい料金をお客様に連絡するため、お客様はその料金で翻訳または通訳業務を発注するかどうかを判断できます。

#### 4. 納品

- 4.1 翻訳業務の納品日またはサービスの実施日は、概算日にすぎません。特に当社が明示的に合意する場合を除き、納品や実施の期日は重要ではなく、遅延があった場合でも、お客様に納品物の受領や実施を拒否する権利、または本契約を破棄する権利はないものとし、
- 4.2 大幅な遅延ではない場合、または遅延や不履行が、納入業者や下請業者からの納品や実施の遅延や不履行、人手不足、不可抗力、火災、悪天候もしくは異常天候、争議行為、敵対行為、政府命令や介入（法の強制執行の有無に関わらず）、当社が制御できない原因、または予期できない性質もしくは異例な性質のその他あらゆる原因による場合、当社は納品や実施の遅延、または納品や実施の不履行の結果として発生した状況に対して責任を負わないものとし、
- 4.3 本契約においては、お客様宛てに郵便物の投函または配達業者への発送（郵便、ファクス、電子メールを含む）を行った時点で、お客様に納品したものとします。 翻訳物に関する危険負担は、納入の時に当社からお客様に移転するものとします。

#### 5. 当社の責任と義務

- 5.1 サービスは、業界水準に準拠した妥当なスキルと配慮で実施するものとし、
- 5.2 当社は、翻訳業務やサービス実施に使用する翻訳者、通訳者およびその他の人員を選択する際に、あらゆる妥当なスキルと配慮を行使します。
- 5.3 本契約に明確に定められている場合を除き、サービスまたは翻訳業務の品質に関する、またはサービスや翻訳業務の目的に適しているかどうかに関する条項、条件もしくは保証は、明示的であるか暗示的かを問わず、定められていないものとし、
- 5.4 本契約以前に口頭または文書により当社が行った声明もしくは当社の代理で行った声明において、善意または不注意による不実表明があっても、当社がお客様に責任を負うことはないものとし、お客様がそのような不実表明を根拠に本契約を無効とする権利もないものとし、
- 5.5 翻訳物またはサービスがお客様の具体的な要件を満たすこと、および書面による別途合意がある場合を除き、お客様に送付する翻訳物に関する作業または当社が実施するサービスが中断またはエラーなく行われることについては、当社は、一切保証をいたしません。 さらに当社は、お客様に提供した翻訳物およびサービスのご使用に関して、その的確性、正確性、信頼性その他等に関する保証や表明は行わないものとし、
- 5.6 インターネットやthebigword GMS<sup>®</sup>プラットフォーム経由によりお客様と当社間で送信された原文または翻訳業務は、暗号化された形態で送付されたとしても、傍受または破損のリスクがないことを保証できるものではないこと、ならびにいかなる原文もしくは翻訳業務についても、当社がその紛失、破損、傍受の責任を負わないことをお客様は承認するものとし、
- 5.7 当社の過失により発生した死亡または人身損害を除き、また、第 5.8 項を前提としたうえで、本条件の履行または本条件が企図する履行に関連して、契約、不法行為（過失または制定法上の義務の違反を含みます）、不実表示等に基づく損害賠償責任が発生した場合に当社が負担する責任の総額は、賠償請求が行われた日の直前の 12 ヶ月間に、請求に関連する当該契約に基づいて支払われた料金額に限定されるものとし、
- 5.8 お客様は、サービスや翻訳業務の提供から発生したあらゆる賠償請求（以下「賠償請求」という）につき、翻訳業務を納品するか、サービスを提供してから 90 日以内（この期間が非常に重要です）に、賠償請求の全容の記載を添え、当社に通知するものとし、90 日の期間内にお客様が当社に賠償請求を通知しない場合、当社はおお客様に対して損害賠償責任を負わないものとし、
- 5.9 下記に該当する場合、すなわち
- 5.9.1 お客様が短期での納品を希望される場合、または
- 5.9.2 お客様のご要望にお応えするため、当社が当社の提供する複数のサービスを提案したにもかかわらず、お客様が提案の一部を受諾されなかった場合には、

お客様は、当社が通常の業務過程で提供している高い水準でのサービスを受けられないときがあります。上記のいずれの場合にも、当社は、翻訳物に関する責任を負わないものとし、お客様は、このような状況下で行われたサービスに関しては、下記を承知するものとします。

- a) 当社が通常の業務過程で使用するのと同じレベルの技術および注意を用いたサービスを実施できないことがあります。
- b) サービスの履行に関して、エラーまたは脱落が発生する場合がありますが、エラーまたは脱落が発生した場合でも、お客様は、これを理由に契約を解約してはならず、または提供されたサービスに関し、当社への支払いを拒絶することはできないものとします。
- c) お客様は、エラーまたは脱落により損害が発生し、または損失を被った場合でも、当該損害または損失に関し、当社の責任を免除するものとします。

## 6. お客様の責任と義務

- 6.1 お客様は、お客様が提出した資料が、公序良俗に反するもの、または冒険的もしくは誹謗的性質のものを含まないこと、および（直接的もしくは間接的に）第三者の知的所有権を侵害しないことを保証、表明、約束するものとします。
- 6.2 当社が別途合意した場合を除き、お客様（本条項においては、お客様の関連会社、お客様や関連会社の従業員、取締役、社長などの長、または株主も該当）は、本契約が終了してから五年間、直接的あるいは間接的に、自分自身のため、またはその他のいかなる者、事務所もしくは法人のために、本契約のもとで当社のためにお客様にサービスや翻訳業務を提供した翻訳者もしくは通訳者（以下「リングイスト」）を勧誘、雇用、当社からの引き抜きを試みることを、またはそのサービスの利用を行わないものとします。本項に違反した場合、お客様は、リングイストを雇用した日もしくは翻訳者のサービスを利用した日から遡って1年間に、当社が翻訳者に支払った報酬総額に相当する額を当社に支払うことに同意するものとします。
- 6.3 当社が被ったあらゆる性質の損失、損害、傷害、費用や経費が、下記を原因として発生した場合、または下記に関連して発生した場合、お客様は要求に応じて、当社（本条項では、当社の従業員、代理人、下請業者を含む）に賠償することに同意します。
  - 6.3.1 当社が、サービスの提供に関連して、お客様から提供された原文もしくは資料その他を使用または所有すること。これには、当該原文もしくは資料その他に対する第三者の知的所有権の侵害も該当します。
  - 6.3.2 後述の第9条で定められている意味において、サービスの提供に際して当社が何らかのデータ（data）を処理（processing）すること。（この場合の「data」と「processing」は、1998年データ保護法のセクション1(1)項に規定されている意味を持ちます）。
  - 6.3.3 本第6条に基づくお客様の保証違反。
  - 6.3.4 その他、本契約条件のお客様による違反。
- 6.4 当社がお客様の敷地内でサービスを提供する必要がある場合、お客様は下記を実施するものとします。
  - 6.4.1 当社業務を担当するスタッフとして、適切なスキルと経験を備えた社員を任命すること。
  - 6.4.2 当社が正当に要求する敷地、通訳システム、その他の設備を当社が使えるようにすること。
  - 6.4.3 当社のサービスの実施に必要な情報を提供し、そのような情報が正しく正確であることを保証すること。
  - 6.4.4 必要なすべての安全とセキュリティ対策をお客様の敷地内で確保すること。
- 6.5 お客様の敷地内で危険な状況や物に遭遇し、その結果として追加費用や経費が発生した場合、当社はそのような追加費用や経費をお客様に請求できるものとします。
- 6.6 当社は本第6条に基づきお客様が保証に違反する、違法行為を行う、または安全面から危険であるとみなした場合、当社の任意でサービスの実施を停止できるものとします。

## 7. 知的所有権

- 7.1 原文と翻訳業務のすべての知的所有権（著作権を含みそれに限定されないものとする）は、お客様（もしくはお客様のライセンサー）に帰属するが、疑義を避けるため、お客様はここに当社（および当社の下請業者）に、本契約期間中、お客様にサービスを提供する目的で、原文および翻訳業務を保管して使用するライセンスを認めるものとします。
- 7.2 お客様には、当社がサービスの遂行やその他のプロジェクト等を通じて開発・取得した技術、概念およびノウハウ（「知識」）を当社が利用することをご理解いただきます。お客様は、本契約条件のいかなる部分も当社が第三者に対して同じまたは類似したサービスを提供することを阻むことはなく、また、そうした知識を使用したり活用する権利を有することに合意していただきます。

## 8. 機密保持義務

- 8.1 第8.3項に従い、（当社の側で）当社がサービスを提供するために必要な場合を除き、いずれの当事者も、もう一方の当事者の極秘情報を使用しないものとします。
- 8.2 第8.3項に従い、いずれの当事者も、当事者以外のいかなる者に対しても他当事者の極秘情報を開示しないものとします。
- 8.3 以下に該当する場合、いずれの当事者も、もう一方の当事者の極秘情報を開示できるものとします。
  - 8.3.1 法律または規制当局により要求があった場合。ただし、開示が実行可能で合法的であり、極秘情報の開示を要求された当事者が下記を実施する場合に限りです。
    1. 開示要求があったことを秘密情報の所有者に速やかに通知すること、および
    2. このような情報開示の方法、範囲もしくは時期に関して、または極秘情報の所有者が当該要求の有効性に異議申立てを行う際に取る行動に関して、所有者に協力すること。
  - 8.3.2 職務上、情報開示が当然必要とされる当事者（もしくはその関連会社）の社員、下請業者の社員、または合法的にそのような開示を必要とする社員に対して、当該情報開示を行うことができるものとします。ただし、この場合、このような開示を行う当事者が、情報を開示される各自について、必ず下記を実施するものとします。
    1. 各人員に、本条件に規定されている機密保持義務を知らせること、および
    2. 各人員に、本条件に拘束されているのと同じように機密保持義務を遵守させること。
- 8.4 本第8条に定める守秘義務は、本契約の終了の理由を問わず、終了後も効力を有するものとします。

- 8.5 各当事者は、本第 8 条に規定される義務は開示を行う当事者を保護するために必要かつ妥当なものであることに同意し、また各当事者は、開示を受領する当事者が本第 8 条に基づく義務に違反することによって開示を行う当事者が被る損害は法的な救済によって十分に補償されるものではないことを了承するものとします。従って、各当事者は、開示を受領する当事者が本条件に違反している恐れまたはそうした違反が継続していることに対して、開示を行う当事者は提供される法的救済に加えて、実際の損害を証明する必要なしに、差止め命令による救済を求める権利があることに同意するものとします。

## 9. データ保護

- 9.1 各当事者は、本条件の義務を履行する際には、常に 1998 年データ保護法の関連条項を遵守しなければならないものとします。
- 9.2 当社がサービスを提供する過程でデータ処理が必要な場合、当社はお客様の指示によってのみ処理することを了承します。

## 10. 契約の終了

- 10.1 お客様が（お客様またはお客様が委託した第三者の作為または不作為により）、後に本契約の解消、範囲縮小、もしくは本契約の目的を達成不能とした場合でも、事前の書面による合意なき場合、本契約の全額を支払うものとします。契約に基づいて当社に提供された原文および当社が完成した翻訳物は、契約の終了時にお客様に引き渡すものとします。
- 10.2 下記の場合、当社には書面による通知をもって直ちに本契約を終了させる権利があるものとします。
- 10.2.1 お客様が契約に関して重大な違反をした場合において、かかる違反が是正可能であるにもかかわらず、違反内容が記載された催告通知書を受領してから 7 日を経過してもなお、違反を是正しなかったとき。
- 10.2.2 お客様が thebigword GMS<sup>®</sup> ソフトウェア・ライセンスに関する重大な違反を犯したとき。
- 10.2.3 お客様が（個人または企業組織の場合において）債権者と自主的に和解を行うか、もしくは（会社である場合において）破産宣告を受けたとき、お客様が行政命令を受け、清算の対象となり、もしくはお客様の財産もしくは資産に関して抵当権者による抵当権の実行がなされ、もしくは保全管財人が選任されたとき、お客様が事業を停止したかもしくは停止するおそれがあるとき、または他の法域においてこれらに相当もしくは類似する事由が発生したとき。
- 10.3 本契約が終了した場合でも、各当事者が有する権利や救済方法は侵害されないものとします。

## 11. 輸出条件

- 11.1 貴社は、翻訳物の輸入および輸入先の国への原文の再輸入について規定する法律または規制への準拠、およびその関税の支払いに責任を持つものとします。
- 11.2 貴社は制限対象国（英国貿易産業省またはその他の英国政府機関や米国商務省またはその他の米国機関の指定の通り）、または貴社の発注時か発注前に弊社が貴社に通知する国において翻訳物の再販売を提示したり、翻訳物を再販売する人がそのような国での翻訳物の再販売を意図していることを貴社が把握しているか、そう考える理由がある場合は、いかなる人にも翻訳物を販売したりしないものとします。
- 11.3 貴社は、米国政府と英国政府のいずれかまたは両方、または米国政府と英国政府の機関が輸出承認かその他政府承認を定める国に向けて、最初にこのような承認を得ることなく、本契約の下に取得した技術データ、またはこのようなデータを使用して作成された翻訳物を直接的または間接的に輸出しないものとします。

## 12. 紛争の解決

- 12.1 当社が提供した翻訳もしくは通訳、またはその他の類似サービスに関して当事者間で争議が発生した場合、このような争議は、いずれかの当事者の要請により当事者間で合意した者に、または（いずれかの当事者が通知してから 7 日間以内に合意に至らなかった場合は）いずれかの当事者の要請により、翻訳通訳協会（Institute of Translation and Interpreting）の現会長により指定された者に委ねるものとします。
- 12.2 このような者は仲裁人としてではなく、専門家として任命され、その者の決定は最終決定であり拘束力を持つものとします。
- 12.3 専門家が別途指示した場合を除き、専門家の費用は当事者間で折半するものとします。

## 13. 腐敗防止および贈収賄防止

- 13.1 貴社は下記に従います：
- (a) 2010 年贈収賄防止条例を含むがこれに限定されることなく、贈収賄防止および腐敗防止について規定するすべての適用法、法令または規制を遵守すること
- (b) 2010 年贈収賄防止条例の条項 1、2 または 6 および 7 の下で違法とみなされているようないかなる活動、習慣もしくは言動に従事しないこと； ならびに
- (c) 貴社が事業を営んでいる地域におけるすべての国際的贈収賄防止習慣を遵守すること（総称として「贈収賄禁止法」といいます）
- (d) 本契約の期間中を通じて、貴社の独自のポリシー、手続および要件を持つと共にこれを維持し、適宜これを施行すること
- 13.2 貴社は、これらの契約条件の実行に関連した未払いの金銭的もしくは貴社が受領した何らかの形のその他の利益に対する弊社の要請または要求に対して、および／または、外国人公務員が貴社の役員もしくは社員になった場合、または貴社の直接もしくは間接的利権を獲得した場合は（さらに、貴社はこれらの契約条件の期日時点で、貴社には役員、社員であったり、直接もしくは間接的利権を持つ外国人公務員はいないことを保証します）、迅速に報告を行うことに合意します。
- 13.3 貴社は、貴社との関わりで本契約条件に関連してサービスを実施もしくは物品を提供する者は、本条項で貴社に課せられているのと同様の義務を課すような文書による契約に従ってのみ、そうした行為を行うべく徹底させます。貴社は、そうした者が、贈収賄

禁止法を遵守し施行することに責任を負うと共に、何らかの形でそうした者が贈収賄禁止法に違反した場合の弊社の損害賠償に責任を負うものとします。

- 13.4 本条項の定義として、適切な手続および外国人公務員、およびある者が別の者と関わっているか否かの定義は、2010年贈収賄防止条例の条項7(2)(さらに、当条例の条項9の下で発行されている指示)、当条例の条項6(5)および6(6)および当条例の条項8により決定されるものとします。本条項の定義として、本条項に対する違反は重大な違反となります。

#### 14. その他

- 14.1 不可抗力、政府の措置、戦争、火災、洪水、爆発、または暴動など、当事者の妥当な管理が及ばない原因により、本契約における義務の履行遅延や不履行が発生した場合、このような遅延や不履行に関して、いずれの当事者も、もう一方の当事者に責任を負わないものとします。
- 14.2 当社は当社の一部もしくはすべての業務の実施に際し、下請業者として個人、企業、法人を利用することがあり、さらに本契約で定められている当社の一部もしくはすべての権利および義務を委託することがあります。
- 14.3 これらの契約条件のもとで行われる通知その他の連絡は、すべて書面で行うものとし、料金先払いの第一種郵便、ファクスまたは電子メールにより、引渡もしくは送付するものとします。通知もしくは文書は、次の各時点で伝えられたものとします。配送された場合は、配達の時点で、郵送の場合は投函から48時間が経過したときに、ファクスまたは電子メールによる送信の場合は送信したときに、送達が行われたとみなすものとします。
- 14.4 お客様の契約違反に対して当社が権利を放棄した場合でも、その後、同じ条項もしくはその他の条項違反に対して権利を放棄したとはみなされないものとします。
- 14.5 本条件のいずれかの条項が適用法の下に無効、違法もしくは強制不能とされる場合、または無効、違法もしくは強制不能となった場合、当該条項は、有効かつ強制力のあるものとなるように適用法に従って修正されるものとみなし、あるいは、両当事者の意図するところを著しく変更しなければそうした修正を行うことができない場合には、当該条項は削除されるものとします。但し、本条件の残りの条項の有効性、合法性および強制執行力は、どのような形であれ、損なわれたり影響を受けることはないものとします。
- 14.6 本契約の当事者以外の者は、1999年契約(第三者の権利)法のもと本契約の条件を執行する権利はないものとします。本項は、同法の定めに従う場合を除き、いずれかの者に関して規定されている権利もしくは救済、またはいずれかの者が利用しうる権利または救済の効力に、影響を与えないものとします。
- 14.7 契約(および一方の当事者が他方の当事者の訴訟に第三者として参加することができる訴訟手続き)は、あらゆる側面においてイングランド法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとします。また両当事者は、イングランドの裁判所の非専属的裁判管轄に服することに同意するものとします。
- 14.8 本条件または契約の定めは、いずれも、当事者間に何らかの提携関係を創設し、またはいずれかの当事者が他方当事者の代理人として行動することを認めることを意図しておらず、またはこのような効力を生じさせるものではありません。また、いずれの当事者も、他方当事者の名において、または他方当事者を代理して行動する権限を有しておらず、またはその他いかなる態様においても(保証、表明、義務または責任の引き受け、および権利または権限の行使等を含みますが、これらに限りません)他方当事者を拘束する権限を有しないものとします。

お客様の正式代表者による署名

署名:.....

氏名:.....

役職名:.....